

# 軽油引取税（県税）

特約業者・元売業者からの軽油の引取り等に対してかかります。

## ◆納める人

- 特約業者、元売業者からの現実の軽油の引取りを行った人が、特約業者、元売業者を通じて納めます。（特約業者等が代金と一緒に受けとり、県に納めます。）
- 軽油と軽油以外の油（灯油など）を混和し、又は軽油以外の油と軽油以外の油を混和するなどし、製造された軽油を販売した石油販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として販売した特約業者、元売業者又は石油販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として消費した人

## ◆納める額

軽油1キロリットルにつき 32,100円

ただし、原油価格の異常な高騰が続いた場合には（※）、軽油1キロリットルにつき15,000円となります（いわゆる「トリガ一条項」）。

（※）原油価格の異常な高騰が続いた場合とは、指標となるガソリン価格の平均が連續3か月にわたり1リットルにつき160円を超えることとなった場合をいいます。

※「トリガ一条項」については、東日本大震災の復旧及び復興の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされています。

## ◆免税

次の用途に軽油を使用する場合で、免税の手続きを受けたときに限り課税されません。

- 石油化学製品製造業を営む者がエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途
  - 船舶、鉄道・軌道用車両の動力源
  - 農業、林業用の機械の動力源
  - 鉱物の掘採事業、廃棄物処理事業、木材加工業などのための一定の用途
- ※石油化学製品の原料となる軽油以外の免税となる軽油の引取りについては、令和6年3月31日までの措置となります。

## ◆免税の手続き

- 1 免税になる軽油を使用する人は、あらかじめ東部県税局（自動車税庁舎を除く。）、南部総合県民局（地域創生防災部）又は西部総合県民局（地域創生観光部）に申請して、免税軽油使用者証の交付を受けておきます。（有効期間は3年間ですが、石油化学製品製造業を営む者がエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途に使用する場合を除いて、3年を経過する前に令和6年3月31日が到来する場合は同日まで。）
  - 2 この免税軽油使用者証を東部県税局（自動車税庁舎を除く。）、南部総合県民局（地域創生防災部）又は西部総合県民局（地域創生観光部）に提示して免税証の交付を申請すると、必要な数量の免税証が交付されます。
  - 3 軽油を購入するときに、この免税証を石油販売業者に渡すと、税金のかからない価格で軽油を購入することができます。
- ※免税証は他人に譲渡することはできません。
- ※免税軽油の引取り及び使用などについては、報告義務があります。

軽油は県内で買いましょう。

軽油引取税は軽油を購入した販売店の所在する県の収入となります。

## ◆申告と納税

### 1 納入申告と納税

特約業者又は元売業者が、軽油の引取りを行った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

### 2 納付申告と納税

- 石油販売業者が、軽油と軽油以外の油（灯油など）を混和し、又は軽油以外の油と軽油以外の油を混和するなどし、製造された軽油を販売した場合
- 石油販売業者が、軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として販売した場合
- 自動車の保有者が、軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、石油販売業者又は自動車保有者等が毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

## ◆製造等の承認

次のような場合には、事前に知事の承認が必要です。

### 1 軽油と軽油以外の油（灯油、重油など）を混和するとき。

### 2 1のほか、軽油を製造するとき。

### 3 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として譲渡（販売を含む。）又は消費するとき。

※承認を受けずにこれらの行為を行うと、罰則の適用がありますのでご注意ください。

## 不正軽油110番まで情報を寄せください！

### ●「不正軽油」とは

都道府県知事の承認を受けないで、軽油に重油や灯油を混ぜて造る「混和軽油」や軽油以外の油（灯油、重油など）から造る「製造軽油」などを「不正軽油」といいます。

不正軽油の製造、販売、使用は悪質な脱税行為であるだけでなく、県民の健康や環境に悪影響を及ぼす反社会的な行為です。不正軽油であることを知りながら、運搬・保管・購入した場合や不正軽油の製造に用いる資金や原材料、施設、設備、薬品などを提供した場合も罪に問われることになります。

徳島県では不正軽油に関する情報を求めていきます。

- ① 不正軽油を製造している
- ② 不正軽油を販売している
- ③ 重油や灯油を自動車の燃料として使用している

などの情報をお持ちの方は下記の番号までお電話ください。24時間受付しています。

また、インターネットメールでも受付しています。



ふせい なぐなる  
0120-241-797 (フリーダイヤル)  
088-655-2816 (一般電話)  
keiyu@mail.pref.tokushima.jp (メールアドレス)